

## 大阪甲南会 会則

第1条 本会は、大阪甲南会と称し、事務局を大阪市内に置く。

第2条 本会は、甲南学園同窓会の大阪支部として、会員相互ならびに母校との親和を図ると共に、甲南関係者に限定せず、有為の講演を通じ、教養を高め自己研鑽を図ることを目的とする。

第3条 本会は、次の者のうち、入会を希望する者で幹事会の承認を得た者を以って会員とする。

1. 甲南学園卒業者のうち、大阪府及びその周辺在住者、または勤務者。
2. 甲南学園に在籍した者。

第4条 本会は、甲南学園教職者、旧教職者で学園に功績ある人を客員とすることが出来る。

第5条 1. 本会は次の役員を置く。

名誉顧問 1名 会長 1名 顧問 2名以内  
副会長 4名以内 幹事 20名以内 幹事長 1名  
会計幹事 2名以内 会計監査 2名以内

2. 幹事は総会に於いてこれを選出し、会長、副会長、幹事長、会計幹事は幹事の中から互選し、総会において承認を受けるものとする。  
顧問は会長が会員の中から委属する。
3. 役員任期は2年とする。但し、留任を妨げない。

第6条 役員職務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、必要がある場合は会長の指示により、会長の職務を代行する。
3. 会計監査は、年度末に会計の監査を行うと共に、本会の経理が適切に執行されるよう管理する。
4. 幹事は、幹事会を構成し、会の基本的な重要事項を詮議するものとする。
5. 幹事長と幹事は、第7条の行事に関する実務を行う。
6. 事務局は会計の実務を行う。
7. 行事運営の円滑化を進めるため、小委員会を設けることが出来る。

第7条 本会は次の行事を行う。

1. 総会（年1回を原則とする）
2. 幹事会（年2回を原則とし、必要に応じ別途開催する）
3. 月例会（年4回を原則とする）

第8条 会費

1. 終身会費 新規会員として入会する際、3,000円の終身会費を納入する。

2. 都度会費 その都度徴収する。

第9条 本会の会計年度は、毎月7月1日に始まり、翌年6月30日を以って終わるものとする。

追則 本会則の改定は、幹事会の詮議を経て、総会にて決定する。

\*平成29年7月1日改定

\*平成30年7月1日改定